

地域活性化起業人制度による派遣に関する協定書

宮古市（以下「甲」という。）と復建調査設計株式会社（以下「乙」という。）とは、「地域活性化起業人制度」推進要綱に基づき、乙の社員を甲に派遣させるに当たり、派遣期間中の取扱いに関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（社員の派遣）

第1条 乙は、乙に2年以上所属する社員の中から選出された社員（以下「派遣社員」という。）を、乙の社員の身分を保有したまま、甲に派遣する。

2 派遣社員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員とする。

3 派遣社員の派遣期間は、令和7年5月1日から令和9年4月30日までとする。

4 前項に規定する派遣期間は、甲乙協議の上、短縮することができる。

（派遣期間中の業務）

第2条 派遣社員は、企業で培われたノウハウ、知見等を活用しながら、甲の地域脱炭素に向けた取組みの加速化を図るため、次に掲げる業務に従事するものとする。

（1）「脱炭素先行地域」及び「脱炭素重点対策実施地域」をはじめとする脱炭素地域づくりの総合的な調整に関すること。

（2）脱炭素地域づくりに係る官民連携事業の推進に関すること。

（3）地域脱炭素の達成に資する取組みに関すること。

（給与の支給等）

第3条 派遣社員の給与は、乙の定める支給基準に従い、乙が派遣社員に直接支給する。

2 派遣社員に関する給与（賞与は除く。）、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険の事業主負担分、退職金引当に係る相当額及び派遣社員の不動産賃貸借費用は、負担金として、乙の請求に応じて甲が負担する。

（負担金）

第4条 乙は、毎年3月（第1条第3項の規定により派遣期間を短縮した場合は、その期間が終了する月）に、負担金算出根拠を添えて、当年度分の負担金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から30日以内に負担金を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第5条 派遣社員が業務上又は通勤途上において死亡、負傷又は疾病（以下「死傷等」という。）による災害補償は、甲の規程に基づき、甲において処理するものとする。

（信用失墜行為の禁止）

第6条 派遣社員は、甲の業務が公務であることを認識するとともに、市の職員の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第7条 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本協定の解除後及び期間満了後も同様とする。

2 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を第2条に規定する業務以外に利用してはならない。

（分限及び懲戒）

第8条 派遣社員の派遣期間中の分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議して行うものとする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成して、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年4月17日

甲 宮古市

代表者 宮古市長

山本正徳

乙 広島県広島市東区光町二丁目10-11

復建調査設計株式会社

代表取締役社長

藤井照久